

平成 28 年 1 月 13 日  
道 維 第 3 5 1 号

一般社団法人 島根県建設業協会  
会長 中 筋 豊 通 様

島根県

土木部道路維持課

課長 山 崎 泰

農林水産部農地整備課

課長 高 橋 裕



### 落橋防止装置等の溶接不良に関する対応について

このことについて、これまで国および高速道路会社を中心として調査が進められ、平成 27 年 12 月 22 日に有識者委員会より中間報告書がとりまとめられ公表されたところです。

これをうけ島根県では、県が実施した落橋防止装置等について、溶接不良に関する調査を行うこととしました。

今後、各県土整備事務所等から貴協会会員（調査対象物を含む工事の元請会社）にあて調査依頼を行いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、調査の概要については下記のとおりです。

#### 記

#### 1. 調査対象物

- ・ 橋梁補修（耐震補強）工事により設置した鋼製の落橋防止装置、変位制限装置。

#### 2. 調査期間

1) 重点調査：過去 10 か年の対象物（H17～H26、ただし本年度すでに引き渡しを受けているものは対象とする）

- ・ 可能な限り速やかに不良品の有無を調査する。（過去 5 か年間については、本年度内を目途）

2) その他：過去 10 か年より前に設置した対象物

- ・ 定期点検に合わせ不良品の有無を調査する。

#### 3. 調査の方法（重点調査）

1) 対象物製作会社の特定

- ・ 元請会社が対象物納品元を確認し発注者に報告。

2) 溶接不良の有無

- ・ 元請会社が調査を実施し、発注者へ結果を報告。（調査手法は今後指示する。）

4. その他 別添「落橋防止装置等の溶接不良に関する対応」参照

以上

落橋防止装置等の溶接不良に関する対応

1. 対象物

- 橋梁補修（耐震補強）工事により設置した鋼製の落橋防止装置、変位制限装置（新設橋梁については、今後検討）

2. 不良品の調査（段階的に調査を実施する）

- 重点調査：過去 10 か年の対象物（H17～H26、ただし本年度すでに引き渡しを受けているものは対象とする）
- その他：過去 10 か年より前に設置したものについては、定期点検に合わせ不良品の有無を調査する。

◇ 当面、不正品、不良品が確認されなかった会社が製作した製品は適確品と判断する

調査フロー（案）

【重点調査：過去 10 か年の対象物】調査期間：可能な限り速やかに（過去 5 か年については 27 年度内）

